

Dr.オフィスひかりISP インターネット接続サービス利用規約

第1章 約款

(利用規約の適用)
第1条 株式会社原田(以下、「当社」といいます。)は、Dr.オフィスひかり ISP インターネット接続サービス利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、利用規約を適用することを条件として契約を締結していくことを約款(以下、「契約」といいます。)に対し、利用規約に基づき Dr.オフィスひかり ISP インターネット接続サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

3 この利用規約に定めのない事項については、「Dr.オフィスひかり サービス利用規約」に準るものとします。

(利用規約の変更)

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、利用規約を変更することができます。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては、当社が当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(用語の定義)

第3条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ネットワーク ID	当社が契約者に対し付与する PPP ログイン名
ネットワークパスワード	当社が契約者に対し付与する PPP パスワード

(サービスの提供地域および提供範囲)

第4条 各サービスの提供地域は、日本国内とし、提供範囲は当社が他の電気通信事業者と相互接続する場合は、その接続点までとします。

2 契約者は当社が相互接続する電気通信事業者がそれぞれ定める契約料金等の規定に基づいて、インターネット接続に関して契約することになります。

(第2章 約款の単位)

第5条 一つの本サービスに対し、それぞれ Dr.オフィスひかり ISP インターネット接続サービス契約(以下、「本契約」といいます。)を締結するものとします。

2 当社は、業務上必要なときは、本規約の特約を定めることができます。この場合、契約者は、本規約とともに特約も遵守するものとします。

(サービスの種類)

第6条 本サービスは基本サービスとオプションサービスからなり、その種類は別途定めるとおりとします。

(ID、パスワードおよびドメイン)

第7条 当社は、基本サービスの提供にあたりネットワーク ID とネットワークパスワード、および使用するドメインを定めます。

(権利の譲渡の制限)

第8条 契約者は、本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡もしくは貸し、または第三者に利用させることはできません。

(最低利用期間)

第9条 本利用規約の最低利用期間は、第1条に定める利用開始月の翌月1日から以下に定める期間とします。ただし、Dr.オフィスひかり ISP については利用開始月から少なくとも以下の定期料金とします。最低利用期間内に解約された場合はサービスごとに以下の通算料金がかかります。

サービス名	最低利用期間	解約通算料金
・Dr.オフィスひかり ISP ファミリーコース／マンションコース	36ヶ月	15,000円(不課税)

(第3章 貸与および承諾)

第10条 本サービスの利用の申込は、当社が別途定める方法により行うものとします。

2 前項の利用申込にあたり、本人確認のための資料等を提出していく場合があります。

3 利用申込その他の当社に提出いただいた資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

4 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

(契約申込の撤回)

第11条 当社が、基本サービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した文書により契約者に通知します。基本サービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。

2 当社が、オプションサービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を当社が別途定める方法により契約者に通知します。オプションサービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。オプションサービスの利用は、基本サービスの利用を前提とします。

3 契約申込に係る本サービスの利用の場合は、当該申込を受け付ける旨とします。ただし、当社が必要と認めたときは、その順序を変更することがあります。

4 当社が別途定めた次項に記載の通りで、当該申込を次項に記載するものとします。

(1) サービスの提供が技術上不可能となる場合

(2) 本サービスの申込をした者が当社が提供するサービスの料金または手続性に関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(3) 本サービスの申込をした者が第20条(提供停止)第1項各号に該当するおそれがあるとき。

(4) 本サービスの申込をした者が過去において第20条(提供停止)第1項各号に該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行なつたことによるとき。

(5) 申込書等で虚偽の記載を記入したとき。

(6) 本サービスの申込をした者が当社が提供するサービスの料金等に支払われる料金が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。

(7) 申込者が年次であります、法定代理人の同意を得てないことが判明したとき。

(8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

5 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対する書面またはその他の方法でその旨を通知します。

(第4章 契約事項の变更)

第12条 契約者が契約事項の変更を希望する場合には、当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に請求するものとします。

2 当社は、契約事項に對し、当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。

3 当社は、第1項の請求があった場合において、その請求を承諾することが当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

この場合はその理由を契約者に通知します。

(契約者の名前等の変更)

第13条 契約者は、以下の各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当社に届け出るものとします。なお、変更の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

(1) 氏名または名称

(2) 住所または居所

(3) 電話先着電話番号、電子メールアドレス

(4) 当社に届け出た請求書送付先、口座振替口座に関する事項

(契約者の地位の承認)

第14条 契約者である人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の継承があつた場合には、契約者はその旨をただちに当社が別途定める方法により通知するものとします。当社が承認を承諾しない場合、当社はその通知受領後30日内に、当該承認法人に書面により通知の上、利用契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権行使しなかつた場合には、当該承認法人は利用契約に基づく被承認法人が当社に対し負っている一切の債務を承認するものとします。

(第5章 契約の締結)

(1) (契約の締結)

第15条 契約者は本サービスにて提供されるID およびパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないよう努め、当社の料金の配賦を譲り受けないようにする措置について責任を負うものとします。

2 契約者は、ID およびパスワードが第三者によって不正に使用されたことを判断した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、ID およびパスワードの漏洩、不正使用などから生じたかなる損害について、一切の責任を負わないものとします。

(技術基準の維持)

第16条 契約者は、第43条に定める技術的条件を遵守するものとします。

(電子メールの受領)

第17条 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達するようにし、当社から依頼のあった場合には、それに沿って選択可能な回答をすることとします。

2 契約者は、契約規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

3 この利用規約に定めのない事項については、「Dr.オフィスひかり サービス利用規約」に準るものとします。

(法律の適用)

第18条 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) 法令に違反する。またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。

(2) 当社あるいは第三者を羞辱もしくは誹謗中傷、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。

(3) 他人の著作権その他の権利を侵害する行為、あるいはそれに類似する行為。

(4) 当社あるいは第三者の著作権、その他の財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。

(5) 犯罪行為、犯辟罪行為を含むする行為、またはそのおそれのある行為。

(6) 虚偽の情報を窓口に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。

(7) 公職選舉の際に投票する行為、またはそのおそれのある行為。

(8) 不良運営行為(「ねらし攻撃」)を含むする行為、またはそのおそれのある行為。

(9) 亂用連絡機能(「ねらし攻撃」)を含むする行為、またはこれを誘発する行為。

(10) 不限連絡機能(「ねらし攻撃」)を含むする行為、またはこれを誘発する行為。

(11) いわせい、児童虐殺、児童虐待にあたるシナリオを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。

(12) 風俗営業の規制並びに適正化に関する法律(以下、「風営適正法」といいます。)が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。

(13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定する出会い系サイト規制法の規制等に関する行為。

(14) 一日の間の同一ビデオチャットの回数を超過する行為、またはそのおそれのある行為。

(15) 第三者の権利に侵害を及ぼす行為、あるいはそれに類似する行為。

(16) 第三者が運営するインターネットサービスにおいて、そのおそれのある行為。

(17) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(18) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(19) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(20) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(21) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(22) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(23) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(24) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(25) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(26) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(27) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(28) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(29) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(30) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(31) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(32) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(33) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(34) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(35) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(36) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(37) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(38) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(39) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(40) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(41) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(42) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(43) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(44) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(45) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(46) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(47) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(48) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(49) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(50) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(51) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(52) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(53) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(54) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(55) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(56) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(57) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(58) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(59) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(60) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(61) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(62) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(63) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(64) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(65) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(66) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(67) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(68) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(69) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(70) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(71) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(72) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(73) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(74) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(75) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(76) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(77) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(78) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(79) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(80) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(81) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(82) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(83) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(84) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(85) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(86) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(87) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(88) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を迷惑する行為、あるいはそれに類似する行為。

(89) 第三者が運営する第三者が運営する電子メール(「アカウント」)を悪用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(